

独占行為により生ずる民事紛争事件の審理における  
法律適用に係る若干の問題に関する規定  
(最高人民法院)

全文和訳  
(曾我法律事務所(現シテューワ法律事務所), 2012年7月3日版)

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シテューワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

独占行為により生ずる民事紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する  
最高人民法院の規定

(最高人民法院審判委員会第1539回会議により2012年1月30日採択、2012年5月3日  
日公布、2012年6月1日施行)

独占行為により生ずる民事紛争事件を正確に審理し、独占行為を制止し、市場の公平な競争を保護及び促進し、消費者の利益及び社会公共の利益を維持・保護するため、「中華人民共和国反独占法」、「中華人民共和国権利侵害責任法」、「中華人民共和国契約法」及び「中華人民共和国民事訴訟法」等の法律の関連規定に基づき、本規定を制定する。

第1条 本規定における「独占行為により生ずる民事紛争事件(以下「独占民事紛争事件」という。）」とは、独占行為により損失を被り、及び契約内容又は業界協会の規約等の反独占法違反により紛争が発生した自然人、法人その他の組織が人民法院に対し提起する民事訴訟事件をいう。

第2条 原告が人民法院に対し民事訴訟を直接提起し、又は独占行為の構成を認定する旨の反独占法律執行機構による処理決定が法的効力を生じた後に人民法院に対し民事訴訟を提起し、かつ、法律所定のその他の受理条件に適合する場合には、人民法院は、これを受理しなければならない。

第3条 独占民事紛争事件の第一審については、省、自治区又は直轄市人民政府所在地の市又は計画単列市中級人民法院及び最高人民法院が指定する中級人民法院が管轄する。

最高人民法院による認可を経た場合には、基層人民法院は、独占民事紛争事件の第一審を管轄することができる。

第4条 独占民事紛争事件の土地管轄については、事件の具体的状況に応じて、権利侵害紛争及び契約紛争等に関する民事訴訟法及び関連司法解釈の管轄規定により確定する。

第5条 民事紛争事件の立件時点における事由が独占紛争ではない場合において、原告が独占行為を実施したことを理由として被告が抗弁又は反訴を提起し、かつ、裏付ける証拠を有しているとき、又は事件につき反独占法により裁定・判決を下す必要があるが、受訴人民法院が独占民事紛争事件の管轄権を有しないときは、管轄権を有する人民法院に事件を移送しなければならない。

第6条 2又は2以上の原告が同一の独占行為により管轄権を有する同一の法院に対しそれぞれ訴えを提起した場合には、人民法院は、併合して審理することができる。

2又は2以上の原告が同一の独占行為により管轄権を有する異なる法院に対しそれぞれ訴えを提起した場合には、後から立件した法院は、関係法院が先に立件した状況を知った後に、先に立件した法院に事件を移送する旨を7日以内に裁定しなければならない。移送を受けた法院は、併合して審理することができる。被告は、答弁段階において、被告が同一行為によりその他の法院において訴えを提起したことの関連情報を、受訴人民法院に対し自発的に提供しなければならない。

第7条 訴えの対象である独占行為が反独占法第13条第一項第(一)号ないし第(五)号所定の独占合意に該当する場合には、被告は、当該合意が競争を排除又は制限する効果を有しないことについて举证責任を負わなければならない。

第8条 訴えの対象である独占行為が反独占法第17条第一項所定の市場支配的地位の濫用に該当する場合には、原告は、関連市場内において被告が支配的地位を有していること、及び被告が市場支配的地位を濫用していることについて举证責任を負わなければならない。

被告は、自身の行為が正当性を有することを理由として抗弁をする場合には、举证責任を負わなければならない。

第9条 訴えの対象である独占行為が公用企業又は法により独占的地位を有するその他の経営者による市場支配的地位の濫用に該当する場合には、人民法院は、市場の構造及び競争状況に係る具体的状況に基づき、関連市場内において被告が支配的地位を有する旨を認定することができる。但し、これを覆すのに足りる、相反する証拠を有する場合を除く。

第10条 原告は、被告が対外的に発表する情報をもって、被告が市場支配的地位を有している旨を証明する証拠とすることができる。被告が対外的に発表する情報により、関連市場内において被告が支配的地位を有する旨が証明されることができるときには、人民法院は、当該情報に基づき認定をすることができる。但し、これを覆すのに足りる、相反する証拠を有する場合を除く。

第11条 証拠が国家秘密、商業秘密、個人のプライバシー又は法により秘密保持をすべきその他の内容にかかわる場合には、人民法院は、職権又は当事者の申請により、非公開開廷、複製の制限若しくは禁止、代理弁護士のみに対する提示又は秘密保持承諾書に対する署名の命令等の保護措置を講ずることができる。

第12条 当事者は、相応の専門知識を有する1ないし2名の人員が出廷して事件の専門的問題につき説明を行うことを人民法院に対し申請することができる。

第13条 当事者は、専門機構又は専門人員に委託して事件の専門的問題につき市場調査又は経済分析報告をさせることを人民法院に対し申請することができる。人民法院の同意を経た場合には、双方の当事者は、専門機構又は専門人員につき協議して確定することができる。協議が成立しない場合には、人民法院が指定する。

人民法院は、鑑定結論に関する民事訴訟法及び関連司法解釈の規定を参照して、前項所定の市場調査又は経済分析報告について審査・判断をすることができる。

第14条 被告が独占行為を実施し、原告に対し損失をもたらした場合には、原告の訴訟請求及び調査を経て明らかになった事実に基づき、人民法院は、法により、侵害差止又は損失賠償等の民事責任を負うよう被告に命ずる判決を下すことができる。

原告の請求に基づき、人民法院は、調査又は独占行為制止のために原告が支払った合理的支出につき、損失賠償範囲に計上することができる。

第15条 訴えの対象である契約内容又は業界協会の規約等が反独占法その他の法律又は行政法規の強制的規定に違反する場合には、人民法院は、法により、これらを無効と認定しなければならない。

第16条 独占行為により生ずる損害賠償請求権の訴訟時効期間については、権益が侵害されたことを原告が知り、又は知るべきであった日から起算する。

訴えの対象である独占行為につき原告が反独占法律執行機構に対し通報した場合には、訴訟時効は、当該通報の日から中断する。反独占法律執行機構が立件しない旨、若しくは事件を取り消す旨を決定し、又は調査を終了する旨を決定した場合には、訴訟時効期間は、立件されないこと、事件の取消し又は調査の終了を原告が知り、又は知るべきであった日から新たに起算する。反独占法律執行機構が調査した後に独占行為の構成を認定した場合には、訴訟時効期間は、独占行為の構成を認定する旨の反独占法律執行機構による処理決定が法的効力を生じたことを原告が知り、又は知るべきであった日から新たに起算する。

原告が訴えを提起した時点において、訴えの対象である独占行為が既に2年を上回って持続している場合において、被告が訴訟時効抗弁を提起したときは、損害賠償については、原告が人民法院に対し訴えを提起した日から2年間遡って計算しなければならない。

(法令原文名称：关于审理因垄断行为引发的民事纠纷案件应用法律若干问题的规定)